

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村シルバー人材センター機器類使用料及び出張料基準

(目的)

第1条 この基準は、昭和村シルバー人材センター（以下「センター」という。）設置運営規程第6条に定める機器類使用料（以下「使用料」という。）及び出張料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第2条 使用料は、センターが取り扱う仕事において、消耗品費または燃料費等の経費を要する機器類を使用した場合、諸経費等として作業料金に含め、仕事が完成した都度センターが徴収する。

(使用料の額)

第3条 使用料の額は、別に定めるところによる。

(使用料の用途)

第4条 使用料は、センターを運営するための経費にあてる。ただし、会員または第三者の所有物を使用し作業を行った場合は、徴収した使用料の一部または全部をその所有者に対し支払うことができるものとし、その額は会長が定めるものとする。

(出張料の徴収)

第5条 出張料は、センターが取り扱う仕事において、作業時間が3時間未満となった場合、諸経費等として作業料金に含め、仕事が完成した都度センターが徴収する。ただし、以下の各号に該当する場合には、この限りではない。

- (1) 天候等やむを得ない事由により作業を中止した場合
- (2) 次の作業現場への移動または準備時間を要しない場合
- (3) その作業現場をもってその日の作業を終了する場合
- (4) その他会長が認める場合

(出張料の額)

第6条 出張料の額は、前条に規定する作業を行った会員の1時間あたりの配分金の100分の50とする。

(出張料の用途)

第7条 出張料は、徴収した全額を前条に規定する会員の配分金にあてる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、使用料及び出張料に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この基準は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この基準は、平成30年11月1日から施行する。